

9月の組織拡大行動週間

9日～16日
仲間の絆を強めて
組合を大きくしよう！



発行所
奈良県建築労働協同組合
橿原市小綱町9番8号
電話 (0744) 22-5115 (代)
FAX 22-9111
発行人 本部執行委員会
http://www.narakenchiku.com
access-mail@narakenchiku.com



一人ひとりの仲間が、自分の働く現場で「組合宣伝」

組合に加入していることがメリット。加入してから自分にあったメリットを見つけていく。

2000名組織を守り抜き、 早期2100名回復をめざして！

組合員皆さんならびに役員皆さんには、組合諸活動にご協力とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。本当に感謝申し上げます。

3ヶ月の組織数は6月末2062名、7月末2062名、8月末は2067名となり、前月より5名の実増となりました。実増へと繋がったのは組合員さんをはじめ役員皆さんの声かけ運動が実を結んだ結果です。

ただ、昨年8月時の組織数2138名より71名減少となっています。

組合活動の成果は一朝一夕には得られません。各支部拡大目標達成と、2000名組織を守り抜くと共に、2100名の早期回復に向け、役員さんならびに組合員皆さんの組織拡大へのご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

組合には中建国保・労災保険・税金申告相談・建退共・全労済各種共済・技能資格取得・顧問弁護士による法律相談、さらには仲間同士の助け合いなど、組合費以上の大きなメリットがたくさんあります。組合の運動に自信を持って組合への加入をすすめていきましょう。



ビブスを着用して労災・中建を強くPR

◆秋の組織拡大強化月間も本部・支部が 一体となり取組んでいきます。

■現場訪問行動の実践

各支部による現場訪問・事業所訪問・組合員宅訪問行動を進めます。訪問することで何かきっかけやチャンスが生まれます。

■組合加入後、1年以内の組合員を訪問する行動を実践。

加入したばかりの人なら、横の繋がりで組合の未加入者を知っている可能性も高いのではないかと。組合加入して1年以内の新加入者をターゲットとして取組みます。

■新規加入者の加入動機は仲間や親方の紹介が7割にのびります。

加入目的は労災保険が31%、中建加入は49%で全体の80%。一人ひとりの仲間が、自分の働く現場で「組合宣伝」をして頂き、未加入者がいれば「組合の仲間に入らないか」「未加入者を紹介して」と声かけとご紹介をお願いします。

■中建国保や労災保険を使った仲間や事業所からの発信をすすめていきましょう。

組合加入して助かった・良かったと言う。生の声を広げてください。

組合は労災や中建・税金だけではありません。仕事の助け合い・つながりが持てる組織であることも訴えていきましょう。

■事業所や建材店・公共機関等へのポスター貼付で組合宣伝を強化。

丸型マグネット貼付で仲間の連帯と存在をみんなが高めましょう。

■書記局は現場訪問行動をすすめて、コーナンプロやビバホームセンターで組合宣伝。

組合本部

応急仮設木造住宅建設に必要な CCUS学習会を開催

組合本部では8月9日(日)の午後1時より、応急仮設木造住宅建設に必要なCCUS学習会を開催し12名が受講しました。

講師には全建総連事業推進室室長の酒井仁巳氏より、CCUS(建設キャリアアップシステム)って何・どうして必要なのか。登録方法など色んな疑問について分かりやすく、スマホを操作しながら説明を受けました。

ゼネコン現場等に従事する建設職人や一人親方さんについてはCCUS登録が進んでおりレベル別賃金への対応が急がれますが、この仮設住宅の建設現場にはCCUS登録が進んでおらず、普及促進が急がれています。

また、近年では頻発する大規模災害や地震により住宅等が損壊してしまい住むところが奪われていきます。一日でも早く心安らぐ場所として応急仮設住宅の建設が急がれますが、この仮設住宅の建設現場にはCCUS登録が進んでおらず、普及促進が急がれています。

また、近年では頻発する大規模災害や地震により住宅等が損壊してしまい住むところが奪われていきます。一日でも早く心安らぐ場所として応急仮設住宅の建設が急がれますが、この仮設住宅の建設現場にはCCUS登録が進んでおらず、普及促進が急がれています。



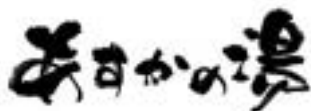
酒井室長よりCCUS登録を学ばれる皆さん

優待割引が受けられます

下記2店舗にて優待割引が受けられることになりました。

券売機を使わずに、フロントにて建築組合会員証を提示して頂き、現金もしくはPayPayにて優待料金をお支払い下さい。

※本人含む2名様までの適用となります。



橿原市醍醐町 375 番地



天然温泉 橿原温泉

橿原市新堂町 210 番地 1

香芝支部

中央公民館主催の夏休み子どもわくわく体験

「プロと一緒に親子で木工」&

「増改築1日無料相談」

8月15日(土)に香芝中央公民館主催「プロと一緒に親子で木工」教室を開催しました。公民館に向かい「住まいの事なら地元の建築職人へ」の横断幕や組合啓発の幟を会場出入り口や会場内に掲げ建築組合をアピールしました。

9時半から予定の参加者11組が次々と来場し、入り口で相談者グッズ(香芝支部名前入りのタオル・木の特性、施工上の注意・住宅の点検シート・アンケート等)を手渡ししました。和田全示支部長の挨拶と和田全立本部青年副部長から道具の取り扱い方やのこぎりの切り方を示した作業書を配布し講義後作業の開始となりました。

例年お母さんと女の子の参加が多い中、今年はお父さんと男の子の参加が多く慣れない手つきで、のこぎりや木を切ったり、釘を打ったり楽しく作品を作られていました。

この体験から少しでも建築に興味を持つてもらえると嬉しいです。支部事務所に戻り、食事を



家族や組合員が協力、迷路、ポスト等を作り上げました



応接室を借りて増改築無料相談

数年前の雨漏りで瓦の葺き替えをしており、解体には勿体無いので耐震を含む改築は可能かとの相談でした。河川側で地盤沈下を考慮されるので高田土木にて「建替等の事を考えているが空き地になれば補強等の策は取ってもらえるのか?」と相談をされてはとの返答。

(副支部長 山本勝康記) 増改築無料相談については「プロと一緒に親子で木工教室」と並行での開催となりました。1人目の相談者がお見えになり内容は築45年の木造軸組瓦葺き二階建て四間取りの家で、市の耐震診断をしてもらったが耐震力は無く、実際にポールをおくと、南側の河川敷の方に流れて行く始末で床下写真では一個石の上に柱が乗っている様子でした。

(支部長 和田全示記)

仲間や建築現場の

紹介をお願いします

組合では春と秋に組織拡大強化月間を設けて、新規加入者97名を目標に各支部組織拡大運動に取り組んでいます。

現場や取引先や友人知人など、組合に未加入の建築関係の方がおられましたら、事業主・一人親方・職人を問わずご紹介をお願いします。

組合事業内容として中建国保、労災保険、税金申告、建設業許可などの相談を詳しくご説明させていただきます。

ご紹介いただける方がおられましたら、組合本部または所属支部までご連絡ください。皆さんによる「未加入者の掘り起し」と「声かけ」が最大の力となります。

組合顧問弁護士へご相談下さい

- ◎工事中・後の施主との工事代金不払い
- ◎竣工後の施工面のクレーム
- ◎元請や業者間との賃金不払い
- ◎手形や小切手の取引の問題
- ◎債権回収の相談
- ◎従業員の賃金や雇用等に関する問題

上記のような問題等を抱えておられたら、一人で悩まずにご相談下さい。組合では顧問弁護士と契約を結んでいます。最初の30分間は無料です。

- ・まずは組合本部へご連絡下さい。
 - ・直接、ご連絡頂く場合は建築組合員ですと申し添え下さい。
- 奈良総合法律事務所 0744-23-8611

機関紙がホームページでもご覧になれます

詳しくはこちら↓



休憩時間のコーヒーと共に、現場や事務所でも全奈良県建築ニュースを読んでもみませんか。(組合からのお知らせ欄で閲覧)



組織拡大行動に取り組んでいます! ~組合未加入の方を 紹介してください~

「声を大きく、団結を大きく」して仕事とくらしを守ろう!

私たちの切実な要求の実現には「数の力」(組合力)が力ぎをにぎります。

「きびしい今こそ仲間の支えあい」~多くの仲間の協力が必要です!

仲間の皆さんの「日常のつながり」を活かして未加入者をご紹介ください。

組合が大きくなれば、魅力・メリットも充実・発展へ!

建設国保や共済などの事業は仲間が増えれば充実・発展につながります。

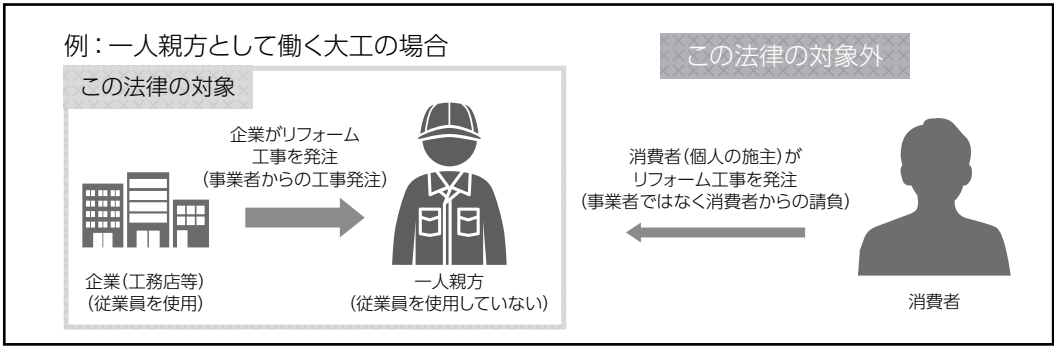


「フリーランス新法」ご存知ですか
建設業の一人親方との取引にも適用されます
気づかぬ間に違反の可能性

令和6年11月から施行されているフリーランス・事業者間取引適正化等法について確認しましょう。
元請業者や上位請負業者がフリーランス（一人親方）に仕事を発注する場合、下記①～⑤のような法令遵守が義務付けられます。
※一人親方とは「請負契約の相手方である事業者で従業員を使用しないもの」とし、発注事業者とは「一人親方に工事発注する事業者で従業員を使用するもの」と定められています。

- ①書面又は電磁的方法による取引条件の明示。
- ②完了後60日以内に支払期日を定め、その定め通り報酬を支払うこと。
- ③1ヶ月以上の業務委託をしている場合は不当な受領拒否や報酬の減額等を行わない。
- ④ハラスメント対策の体制を整えること。
- ⑤募集情報の的確かつ最新の表示をすること。加えて6ヶ月以上の業務委託を行う場合は、育児介護等と業務の両立に対する配慮や中途解除、更新止めを行う場合は30日前までに予告や理由の提示を行うこと等。

近年、働き方改革の影響や働き方の多様化から、一人親方の保護が進められています。
知らない間に違反をされていた、違反をしていたということがないようにしましょう。
❖契約や支払い、業務内容など取引上のトラブルが発生した場合は、相談窓口「フリーランス・トラブル110番」☎0120-532-110にご相談ください。



奈良	113
生駒	169
山添	27
都祁	11
郡山	48
斑鳩	38
天理	153
東宇陀	14
田原本	65
北葛	283
桜井	119
香芝	95
宇陀	119
橿原	458
菟田野	41
東吉野	18
御所	76
吉野	49
中吉野	52
五条	87
川上	10
西吉野	5
天川	2
十津川	12
下北山	3
合計	2067

『先月より5名増』

組合員 2,067名 支部組織人員(令和8年8月20日現在)

ようこそ
組合の仲間へ

令和8年7月新加入(敬称略)

支部	氏名	年令	職種	紹介者
天理	奥 聡	56	大工	黒住 幸司
橿原	アリフド・マチアル	18	とび工	平原 大輔
橿原	ピアソ・ヌルマンショー	20	とび工	平原 大輔
橿原	ロキ・アヌグラ	19	とび工	平原 大輔

令和8年8月新加入(敬称略)

支部	氏名	年令	職種	紹介者
生駒	堤 義文	53	内装工	瀧口 宏
生駒	西村 嘉之	60	美装工	武田臣弘(奈良)
北葛	岩下 愛莉	30	現場監督	大内 浩
北葛	中山 正博	68	重機オペレーター	松井 宏之
菟田野	瀧岡 康	57	建築	梅崎 雅嗣

＋ 今月の労災事故件数
(令和8年7月21日～令和8年8月20日まで)
一人親方2件／一括有期2件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	1	0	0	1
2. 転倒	0	0	1	1
3. 飛来・落下	0	0	0	0
4. 電動工具	0	0	0	0
5. 切れ・擦れ	0	1	0	1
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	0	0	0	0
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他(激突・感電等)	1	0	0	1
合計	2	1	1	4

情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や建災防奈良県支部では各種技能講習会をおこなっています。

※(組本)は組合本部が会場

◎奈良県労働基準協会主催

問合せ先 0742-3612040

○玉掛け技能講習

学科 9月24日～25日(組本) 実技 9月28日
学科 10月15日～16日(組本) 実技 10月19日

○有機溶剤作業主任者技能講習

学科 11月26日～27日

○建築物石綿含有建材調査者講習

学科 11月17日～18日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 12月3日

○石綿作業主任者技能講習

学科 10月8日～9日

◎建設業労働災害防止協会主催

問合せ先 0742-2213345

○石綿作業主任者技能講習

学科 令和9年1月19日～20日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 11月19日

申込みは労働基準協会並びに建災防奈良県支部までお問合せ下さい。
基準協会や建災防ホームページでも確認できます。

建築組合で 公式LINEを 新たに作りました

仕事に関すること、各種講習会、青年部活動、組合全般に関することなど、発信していきますので、ぜひ、ご登録よろしくお願いします。

LINE 公式アカウント

友だち 募集中

@713sdfic

友だち登録でお得な情報をGET!



役員さんが組立てや釘打ちを指導しています

ほとんどの子供たちが1時間ほどで組み立てを完了し、小木片やキラキラタイでさまざまなデコレーションを行い、個性豊かな作品を手に集合写真を撮り11時に終了しました。

下準備や会場設営に片付け暑い中お疲れさまでした。
(通信員 岡本真樹記)

夏休み子供木工教室

北葛支部青年部主催

毎年恒例の夏休み子供木工教室と包丁研ぎが8月2日(日)に北葛支部会館にて開催されました。連日の猛暑の中、支部役員さんたちによって会場が準備され7人の子供たちが参加しました。

今年の工作は「伸縮する本立て」9時半開始で支部長挨拶の後、藤井本財政長より組み立て方の説明を受け、釘の打ち方やビスの止め方、接着剤のつけ方などを指導してもらい、保護者の方と一緒に作業を進めました。

伸縮する部分は板が少しでもズレてしまうと上手く伸び縮みしないので、何度も支部役員さんに調整してもらっている参加者もいました。



伸縮する本立てが見事に完成しました

～労災保険の特別加入～

一人親方労災の加入範囲 年間100人工未満の労働者使用

建築・建設の事業を行う方で、労働者を使用しないで建設業などを行うことを常態とする方が一人親方労災に加入することができます。

ただし、1年間において労働者を使用する見込みが“100人工未満”となるような場合に加入できます。

一人親方労災は基本的に外注扱いとされていますので、すべての労災事故に一人親方労災を適用するという訳ではありません。あくまでもその現場でどのような形態で働くかによって変わってくる可能性があります。

① 元請労災の適用になります。

一人親方労災加入者が、時に臨時の応援(職人)として働く場合や、事業所の常用職人として働く場合は、本人が加入している一人親方労災ではなく、元請労災を使用することになります。労働条件通知書を交わし雇用関係を明確にしておいて下さい。

② 職人を雇用した場合は、必ず一括有期労災に加入を!

一人親方労災に加入している人が“元請”をした場合に、本人がケガした場合は一人親方労災を使用しますが、臨時の応援(職人)を頼んだり、下請の事業主が職人を連れてきた場合には、一人親方労災ではこれらの人に補償を行うことができません。一括有期労災に加入する必要があります。

③ 親子(同居家族)で仕事をしている場合は、個々に一人親方労災保険に加入しないと労災保険は適用されません。

中小事業主特別加入労災とは

常時職人さんを雇用している場合は、一括有期労災保険に加入しなければなりません。その事業主本人や同居の親族(法人は取締役等)は、事業主(家族)特別加入することで、労災補償を受けることになります。

「事業主特別加入と一人親方労災とは補償範囲が異なります」

- 事業主特別加入の休業補償は、原則、療養のため全部労働不能であることが支給条件です。全部労働不能とは、入院しているか又は通院日のため従来の業務が全く出来ない状態等をいいます。
- 一人親方労災は基本的に一般労働者と同じ補償で365日補償の対象となります。

出産祝い金制度 青年組合員さん交付申請を忘れずに

組合では青年組合員の皆さんのお子様の誕生を祝い、健やかな成長を願って、平成20年から出産祝い金を給付しています。給付を受けられる方は、対象児の出生日前、1年以上引き続き組合に在籍していること。

組合費及びその他の義務負担金を滞納していないことが必要条件です。申請手続きや必要書類はその他については、所属支部や組合本部までお問合せ下さい。

※申請期限は、対象児の出生の日の翌日から2年以内にご提出ください。

支給額は、
1人につき
2万円です

令和8年度 後期 技能検定受検案内

受検申請受付

10月5日(月)～10月16日(金)

組合では一括申請をしますので、10月12日までに組合本部へご提出下さい。

以外は各自で申請手続きをお願いします。

検 定 職 種

建築大工・型枠施工・かわらぶき・配管・石材施工ほか

受 検 手 数 料

実技 18,200円

学科 3,100円

受 検 資 格

実務経験のみで、1級受検の場合7年以上必要

実務経験のみで、2級受検の場合2年以上必要

※不明瞭な点については、担当の能城書記までお問合せ下さい。